

## 「大津市ごみ出し支援戸別収集サービス」Q & A

### Q 1 : 「大津市ごみ出し支援戸別収集サービス」とは何ですか。

A : 第 9 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「おおつゴールドプラン 2024」に基づき、大津市が定期収集する家庭ごみについて、ごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集するものです。具体的なサービスについては以下のとおりです。

- ① 対象世帯が該当する家庭廃棄物の収集区域の定期収集を行う日又は当該区域における大型ごみの収集を行う日（以下「収集日」という。）のいずれかに本市が対象世帯を訪問し、世帯で生じた家庭ごみを回収します。
- ② 対象となる家庭ごみとは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙ごみ、プラスチック製容器包装、かん、びん、ペットボトルです。大型ごみは対象外となります。

### Q 2 : サービスを受けることが出来る条件はありますか。

A : 次の（１）から（３）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１） 世帯員全てが高齢者（※①）又は障害者（※②）で構成されている世帯
- （２） 世帯員のいずれかが介護保険法に規定する訪問介護における家事援助又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する居宅介護、重度訪問介護若しくは重度障害者等包括支援により、日常生活の支援（家事）を受けている世帯
- （３） 定期収集ごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られない世帯

※①高齢者 市内に住所を有する 65 歳以上の者で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により要介護認定において要介護度 1 以上の認定を受けている者。

※②障害者 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳、滋賀県知事からの知的障害者の療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

### Q 3 : 申請用紙はどこでもらえますか。

A : 大津市役所長寿政策課、介護保険課、障害福祉課、廃棄物減量推進課及び市内のあんしん長寿相談所で配布しております。様式については本市ホームページにおいてもダウンロード可能です。

### Q 4 : 申請方法について教えてほしい。

A : 大津市ごみ出し支援戸別収集サービス申請書（様式第 1 号）を居宅介護

支援事業所又は訪問介護事業所の管理者、介護支援専門員等の署名のうえ、本市に提出して頂きます。提出先については、窓口の場合は大津市役所長寿政策課、介護保険課、障害福祉課及びあんしん長寿相談所へ持参ください。郵送の場合は大津市役所長寿政策課、介護保険課、障害福祉課へ送付ください。

**Q 5 : 申請書を自筆出来ないのですが。**

A : 親族の方等の代理人に記入してもらってください。ケアマネージャーさん等の提出代行者による記入も可です。

**Q 6 : 申請から収集開始までどのくらいの期間がかかりますか。**

A : 申請後からサービス実施にかかる可否の通知までは約1ヶ月程度、申請後から収集開始までは約1ヶ月半～2ヶ月程度かかります。

**Q 7 : 申請結果について知らせて頂けるのですか。**

A : 大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用決定通知書又は大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用申請棄却（却下）決定通知書により、当該申請者に通知します。申請要件を満たしていても、収集活動における安全性（収集車走行の際の道路幅や転回スペース等）が確保できない場合は、サービスの利用ができないことがあります。

**Q 8 : 家の中まで収集に来ていただけるのですか。**

A : 申し訳ありませんが、収集員が収集に伺うのは玄関先等までです。

**Q 9 : 全品目について一つの袋にまとめても良いのですか。**

A : いいえ。「ごみ分別・減量ガイドブック」に基づき、燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙ごみ、プラスチック製容器包装、かん、びん、ペットボトルの7品目に分別してください。

- ・紙ごみ以外は大津市指定家庭用ごみ袋に入れてください。
- ・紙ごみについては紐で十字に縛ってください。
- ・在宅医療ごみについては、種類により医療機関又は薬局へ持込か燃やせるごみで排出してください。
- ・分別が出来ていない場合、回収いたしません。

**Q 10 : ごみの出し方について教えてください。**

A : ・収集日の朝8時30分までにご自宅の玄関先に設置したペール容器等（ふた付バケツ）に入れてください。ペール容器等の外に置かれたごみは回収しません。

- ・ペール容器等についてはサービスの利用世帯でご用意ください。
- ・共同住宅等の場合は原則建物の1階にペール容器等を設置して頂きますが、ペール容器等の置き場所についてあらかじめ建物管理者等の承諾を得て頂く必要があります。承諾を得られない場合、サービスの利

用は出来ません。

- ・オートロックマンションなど暗証番号や鍵を使用して立ち入ることが必要な場合、サービスの利用は出来ません。
- ・利用者以外のごみが混在しないようにしてください。
- ・ペール容器等の清掃等管理を徹底し、周辺環境保全に配慮ください。
- ・ペール容器等の設置により、周辺環境が悪化した場合（散乱、他者の持ち込み等）、本サービスを中止することがあります。
- ・指定ごみ袋が破れていたり、ペール容器内でごみが散乱している場合、収集出来ないことがあります。

**Q 1 1 : 急に入院することになりましたが、手続きについて教えてください。**

A : はじめに大津市廃棄物減量推進課に電話連絡をお願いします。その後、大津市ごみ出し支援戸別収集サービス中止（休止）届（様式第4号）を同課に提出してください。また入院以外にも諸事情により決められた収集日にごみを出さないことが事前にわかっている場合も電話連絡の上、中止（休止）届を提出してください。

**Q 1 2 : 退院（退所）したのでサービスを再開したいのですが。**

A : はじめに大津市廃棄物減量推進課に電話連絡をお願いします。その後、大津市ごみ出し支援戸別収集サービス再開届（様式第5号）を同課に提出してください。

**Q 1 3 : 市内で転居をしたのですが手続きを教えてください。**

A : 申請当初の内容に変更が生じた場合、早急に大津市ごみ出し支援収集サービス変更届出書（様式第6号）を廃棄物減量推進課に提出してください。

**Q 1 4 : 一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。**

A : 中止等のお申出がないかぎり継続して収集を行いますが、必要に応じて再度の申請をお願いすることがあります。但し世帯員の要介護度区分等の変更や住環境の変化等により、本サービスの利用条件に該当しなくなった場合、休止または中止となります。また、必要に応じ、ごみ出し支援戸別収集サービスの実施に関し必要な事項について、関係機関に対し照会又は調査をすることがあります。